

# 庁舎 庁舎整備基本計画の一部を再検討しました

## 庁舎整備の事業費と駐車場の配置を再検討しました

昨年4月に庁舎整備の基本的な事項をまとめた「庁舎整備基本計画(以下、基本計画)」を策定し、昨年6月号の市政だよりでお知らせしました。その後、議会や市民との意見交換会では、財政への影響を抑えるために、庁舎整備にかかる費用を縮小するべきではないかという意見や駐車場からの移動の安全性と利便性を求める意見をいただきました。これを踏まえ、市では、基本計画の事業費と駐車場の内容を中心に再検討し、庁舎整備に向けた方向性を整理しました(表1参照)。

## 再検討した内容で事業費総額と市の実質的な負担額を想定しました

〈表1〉の「庁舎整備に向けて今回再検討し、整理した内容」で市の実質的な負担額を試算すると〈表2参照〉、積み立てを行ってきた「庁舎整備基金」約42億円や、国から市への交付税措置のある合併特例債などの市債を財源とするこ

とで、工事関連費83億円に対し、市の実質的な負担額はゼロとなります。また、工事関連費以外として防災や情報関連設備、各種調査などにかかる「その他の費用」を20億円程度と想定しました。工事関連費の83億円と合わせると、総額103億円になります。市の実質的な負担額を試算すると、約16億円となる見込みです。

## 今後について

令和7年度までの事業スケジュールに沿って事業計画を進めていきます(左上の記事参照)。設計では、新庁舎だけでなく、本庁舎旧館の保存と改修に向けた工法や駐車スペースの配置とともに、窓口や各所属のレイアウトなども検討していきます。また、工事の発注方法は、本庁舎旧館の保存・改修工事が全体の整備に大きく関わるため、設計段階で施工予定者を選定し、設計にアドバイスなどを行う方式を進める予定です。

●問い合わせ：庁舎整備室(☎23・4561)

### 今後の事業スケジュール

令和2年度～  
設計

令和4年度～  
仮庁舎への引っ越しや新庁舎建設工事、本庁舎旧館改修工事など

令和7年度  
新しい庁舎への引っ越し・新しい庁舎の開所



本庁舎旧館は、部分保存し、庁舎として活用します

〈表2〉庁舎整備費の内訳と市の負担額

庁舎整備費の内訳		実質的な市の負担額
工事関連費合計(A)	83億円	庁舎整備基金や市債に対する国からの交付税などで実質的な負担額はゼロ
内訳	本庁舎旧館の保存・改修など	庁舎整備基金などを充当し、負担額を低減
	新庁舎の建設	
	駐車場など	
その他の費用(B)	20億円	庁舎整備基金などを充当し、負担額を低減
全体事業費(A)+(B)	103億円	全体事業費の実質的な負担は約16億円

### 各庁舎の建物・敷地の現況と活用方策

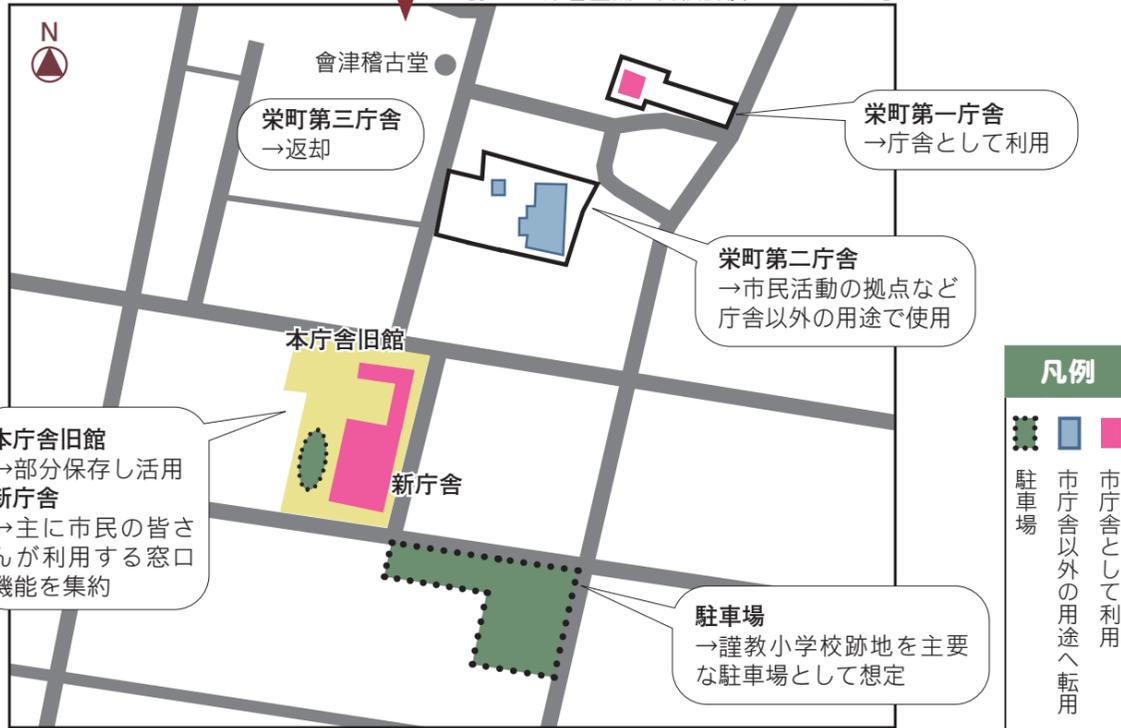
【現況】



【昨年4月の庁舎整備基本計画】



【今回の庁舎整備の再検討後のイメージ図】



今後も検討内容などを随時お知らせします。右のQRコードから市のホームページにアクセスしてご覧ください



〈表1〉庁舎整備基本計画の主な項目の整理

	昨年4月に策定した「庁舎整備基本計画」の内容	庁舎整備に向けて今回再検討し、整理した内容
主要な駐車場	栄町第二庁舎の敷地 ※このほかに、本庁舎敷地、謹教小学校跡地の東側に駐車場を設置	本庁舎に隣接する謹教小学校跡地 ※このほかに、本庁舎敷地、栄町第一庁舎に駐車場を設置
駐車台数	現在の駐車場の駐車台数(来客用約126台)とほぼ同数のスペースを想定	現在よりも多い150台以上の来客用駐車スペースが確保できるよう検討
栄町第一庁舎の利用	市民活動の拠点などで活用	庁舎として利用
栄町第二庁舎の利用	庁舎を解体し、主要な駐車場として利用	庁舎を解体しないで、市民活動の拠点などで活用
庁舎の総床面積 ※現状は本庁舎と栄町第一・第二・第三庁舎を合わせ約11,000㎡	本庁舎旧館と新庁舎を合わせ約16,000㎡ ※新しく建設する庁舎の面積は13,000㎡程度を想定	本庁舎旧館と新庁舎、栄町第一庁舎を合わせ約16,000㎡ ※新しく建設する庁舎の面積は11,000㎡程度を想定
工事関連事業費 (本庁舎旧館の保存・改修+新庁舎の建設など)	94億円 (内訳：本庁舎旧館の保存・改修に19億円、新庁舎の建設に69億円、栄町第二庁舎の除却・駐車場整備に6億円)	83億円 (内訳：本庁舎旧館の保存・改修に19億円、新庁舎の建設に59億円、駐車場整備に5億円)
新庁舎の高さなど	30m以下(5～6階)を想定します。周辺景観との調和と連続性を確保し、天守閣や飯盛山からの眺望に考慮します。歩行者や車両動線を考慮しながら、周辺道路の整備も検討します	
現在分散している主な窓口	引っ越しや結婚、出生、年金、税などの手続きをする窓口や福祉サービスに関連する窓口は、新庁舎の低層階に集約します	

\*合併特例債とは、平成の大合併による新市建設計画の事業費として特例的に活用できる地方債のこと。事業費の95%まで充当可能で、国が返済の70%までを負担する